

賃貸借契約書（案）

沖縄県立総合教育センター所長 金城 正樹（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、次世代ネットワーク演習システム（以下「機器」という。）の賃貸借の契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に対する機器を提供するに際し、機器の適切な操作方法を指導するとともに、機器が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、甲がこれに対して賃貸料を支払うことを目的とする。

（機器の設置場所及び賃貸借期間）

第2条 （1）設置場所 沖縄県立総合教育センター 産業教育棟
（2）賃貸借期間 令和9年1月1日から令和12年12月31日までとする。（48月）
*「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約

（機器の納入期限及び内訳）

第3条 （1）納入期限 令和8年12月28日
（2）品名、数量および機器等については別表：次世代ネットワーク演習システム「機器明細」のとおりとする。

（賃借料及び契約保証金）

第4条 甲が、乙に支払う機器の契約金額は
総額（48月） 円
（うち消費税及び地方消費税額） 円
月額 円
（うち消費税及び地方消費税額） 円
契約保証金：沖縄県財務規則第101条により決定する。

（注1）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金に110分の10を乗じて得た金額である。

（注2）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（予算の減額による契約の解除）

第5条 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合、甲は当該契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(賃借料の請求及び支払い)

第6条 乙は、賃借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、支払遅延防止法に定める率の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(検査及び引渡し等)

第7条 乙は、機器を納入しようとする時は甲の検査を受け、これに合格したとき機器を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、良品と引き換えなければならない。

3 機器の納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。

4 機器の据付場所は甲の指示に従うこととし、設置に係る費用は乙の負担とする。

(機器の保守)

第8条 甲が機器を良好に使用できる状態に維持するために乙に保守の責任を負うものとする。

2 前項に規定する保守に要する費用は、第3条の賃貸借料に含まれるものとする。ただし、甲の故意または重大な過失により生じた機器の故障等に係る修理または調整に要する費用は、甲の負担とする。

3 乙は、機器の故障により甲から申請があった場合は、ただちに復旧作業を行うこととする。

4 乙は、機器の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等品を甲に対し無償で使用できるよう代替機の提供を行うものとする。

5 機器の使用に際し、甲が必要とする技術指導等に要する費用は、乙の負担とする。

(保守対象機器)

第9条 保守対象機器は、別紙：次世代ネットワーク演習システム「機器明細」の記載にあるものとする。

(保守対象外)

第10条 次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まないものとし、これを行う必要が生じた場合は甲乙で別途協議の上、実施時期、料金等を決定するものとする。

(1) 甲の故意、過失または不適切な使用に起因する製品故障の修理調整。

(2) 天災地変等の事由に起因する製品故障の修理調整。

(3) 本契約以外の機器のサポート及び修理。

(4) トナー、オイル、感光体、ヘッド、バッテリー、電池、用紙等、消耗品の供給。

(5) ネットワークケーブル、光ケーブル及び光パッチコード等の無償交換

(6) 導入後の機器の仕様変更、移設及び撤去に関する作業費。

- (7) 機器の移動によって生じた障害の修理。但し第 11 条 3 に関してはこの限りではない。
- (8) 乙の指定以外の者による修理や、乙の指定以外の部品を使用したことにより発生した障害の修理。

(機器管理)

- 第11条 甲は、乙が指定する機器の取扱い及び、操作方法を遵守し、乙の定める設置基準による温湿度・電源電圧・環境条件等を常に維持するものとする。
- 2 甲が機器の日常業務の使用に基づき作成、または更新されるデータやファイル等は、甲が常に自己の責任に於いてバックアップ作業を行うものとする。
 - 3 甲は、機器の設置場所を他に移動する場合は、予め乙に承諾を得るものとする。移転に要する経費は甲の負担とする。

(再委託の禁止)

- 第12条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部を委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。なお、機器保守の履行にあたり、必要に応じて貸付物件の製造元に再委託することができるものとする。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為をしたときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
 - (2) 正当な事由なしに保守管理業務に着手しないとき。
 - (3) その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
 - (4) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。
 - (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 乙が次のいずれかに該当する場合。
 - イ 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合には役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(機器の返還)

第16条 第2条(2)、第5条又は第13条によりこの契約が終了又は解除した場合、甲は機器を速やかに乙に返還しなければならない。ただし、物件の撤去に関する費用は、乙の負担とする。

2 甲は機器を返還する場合、これに取り付けた機器器具を取り外すなど、機器を現状に回復するものとする。

3 甲は機器の引き取りが完了するまで、善良なる管理者の注意を持って機器を管理しなければならない。

4 機器の引き渡し時の解体、荷造りおよび指定場所までの運送に要する費用は、乙の負担とする。

5 機器引き取り後の据付場所の現状回復費用は、乙の負担とする。ただし、次期機器更新に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第17条 乙は、契約履行の際知りえた業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、契約履行上の際知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の変更)

第18条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則を守るものとし、この契約に定めのない事項
またはこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲・乙間で協議して決定する。

2 第2条、第3条及び第9条の定めについては、社会経済情勢の変動、天災地変、公租公課の
改定等、甲及び乙の責によらないやむを得ない事情により契約の履行が困難と認められる場合
は、甲・乙間で協議の上、契約内容を変更することができる。

(協議)

第19条 この契約期間終了までの間において製品の取替え、改造及び賃貸借料の変更等契約内容を
改訂する必要がある場合は、甲・乙協議の上契約を変更するものとする。

この契約を締結する証として本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有する
ものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県沖縄市与儀三丁目11番1号
沖縄県立総合教育センター
所長 金城正樹

乙

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾がある時はこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が別に指示した時はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。